

相続税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 相続税における物納制度に関する①適用要件、②適用手続き及び③特定の延納税額に係る物納について、その概要を説明しなさい。

〔第一問〕

問2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。
(設例)

子Z(40歳)は、平成22年中に建売住宅(子Zの居住用住宅)を購入することとなり、その取得のための資金として同年中に、父Y(68歳)から2,000万円、祖父X(90歳)から2,000万円の贈与を受けることとなった。なお、祖父Xと子Zの間に養親子関係はない。

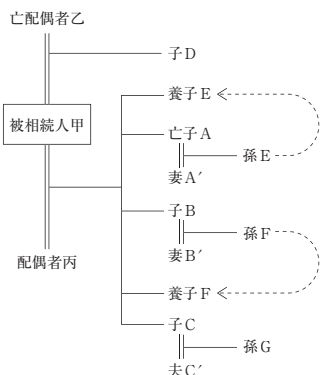
子Zは、その贈与を受けた財産に係る贈与税の申告において、相続時精算課税を選択適用するとともに、住宅取得等資金に関する特例の適用を受けようと考えている。

(1) 住宅取得投資金の贈与を受けた場合における贈与税の特例について、その概要を簡潔に説明しなさい。

(2) 子Zは、贈与税の負担が最も軽減される方法で贈与税の申告をしたいと考えているが、このときに行わなければならない贈与税の申告手続について説明しなさい。

〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- 〔注〕 被相続人甲は、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 被相続人甲は、昭和8年4月23日生まれであり、相続人等はすべて20歳以上である。
- 3 被相続人甲は、配偶者乙(先妻)と昭和33年10月10日に婚姻した。その後、配偶者乙(先妻)は、昭和35年2月18日に死亡した。
- 4 被相続人甲は、配偶者丙と昭和37年9月22日に婚姻した。
- 5 子Aは、平成20年7月12日に死亡した。
- 6 養子E及びFは、平成2年6月1日に被相続人甲と適法に養子縁組をしている。
- 7 養子E及び孫Gは、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有しておらず、日本国籍も有していない。なお、養子E及び孫G以外の相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有している。

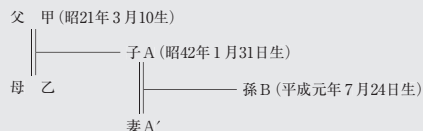
TAC予想問題

●ファイナルチェック 第1回 〔第一問〕

問1 相続税法に規定する相続税の物納の要件について説明するとともに、物納の申請が却下された場合に設けられている特例規定について説明しなさい。

●全国公開模試 〔第一問〕

問2 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)の間に答えなさい。
(設例)

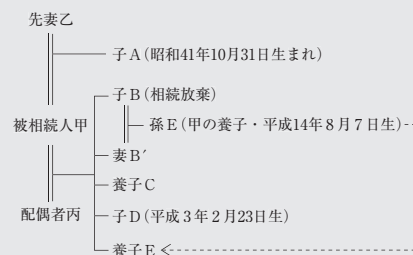


- 〔注〕 父甲及びその親族は、全員日本国籍を有しており、法施行地外に住所を有したことはない。
- 2 父甲は母乙と昭和41年8月に婚姻している。
- 3 父甲は平成22年8月に母乙に現金30,000,000円、子A及び孫Bにそれぞれ現金40,000,000円ずつを贈与した。なお、母乙は贈与により取得した現金を住宅用家屋の取得のための資金に充て、子A及び孫Bは贈与により取得した現金を住宅用家屋の新築のための資金に充てた。また、父甲は平成22年11月7日に死亡し、父甲の財産1億円を相続又は遺贈により取得したのは母乙のみである。母乙、子A及び孫Bは納付すべき贈与税額が最も少なくなるように適用を受けることができる規定はすべて受けることとし、その適用を受けるための手続は適正に行った。
- 4 母乙、子A及び孫Bの平成22年分の所得税法に規定する合計所得金額はいずれも2,000万円以下である。
- 5 上記以外の事項については考慮する必要はない。

(1) 父甲からの贈与により取得した現金について、子A及び孫Bの両者がともに適用を受けることができる規定について説明しなさい(手続については説明を要しない)。

●実力完成答練 第1回 〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- 〔注〕 被相続人甲は、相続開始時において、日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 被相続人甲の相続開始時において、先妻乙及び子Aはアメリカ合衆国ハワイ州に、子B、妻B'及び養子Eはアメリカ合衆国カリフォルニア州に住所を有しており、他の相続人及び受遺者はいずれも国内に住所を有していた。なお、先妻乙及び子A以外の相続人及び受遺者は、いずれも日本国籍を有している。
- 3 子Dは、平成19年8月から被相続人甲の相続開始時まで、英国に留学中であつたが、被相続人甲から常時生活費及び学費の仕送りを受けており、被相続人甲の扶養家族となっていた。
- 4 子Bは、相続人甲の死亡に係る相続について家庭裁判所に申述し、適法に相続の放棄をしている。
- 5 養子Cは、平成2年に被相続人甲及び配偶者丙と適法に養子縁組をしている、また、養子Eは、被相続人甲の孫であるが、平成17年に被相続人甲及び配偶者丙と適法に養子縁組をしている。

〔第二問〕 (1) オーストラリア所在の宅地 J (1,200㎡) は、配偶者丙が取得する。 この宅地は、被相続人甲が平成19年5月16日に A \$ 300,000 (オーストラリアドル) で購入したものである。配偶者丙は、宅地 J を平成23年2月16日に A \$ 427,500 (オーストラリアドル) で第三者に譲渡した。 なお、この宅地の地価は、購入時から譲渡時まで均等に上昇している。 被相続人甲の相続開始日におけるオーストラリアドルの最終の為替相場は次のとおりである。 ・対顧客直物電信買相場 (1 オーストラリアドル) 80円 ・対顧客直物電信売相場 (1 オーストラリアドル) 82円	●実力完成答練 第6回 〔第二問〕 ③ 孫 D が取得した財産 M銀行本店の外貨普通預金 12,000ポンド この外貨普通預金は、英国マージーサイド州に所属するM銀行本店に預けられているもので、この銀行が公表する為替相場は次のとおりであった。 平成22年5月14日の最終の為替相場 <table><tr><td>対顧客直物電信買相場 (1 ポンド)</td><td>135.50</td></tr><tr><td>対顧客直物電信売相場 (1 ポンド)</td><td>143.50</td></tr></table>	対顧客直物電信買相場 (1 ポンド)	135.50	対顧客直物電信売相場 (1 ポンド)	143.50																																	
対顧客直物電信買相場 (1 ポンド)	135.50																																					
対顧客直物電信売相場 (1 ポンド)	143.50																																					
〔第二問〕 (2) 宅地 K (252㎡) は、下図のとおり分筆の上、子 B 及び養子 F が126㎡ずつ取得する。 この宅地は、路線価地域 (普通商業・併用住宅地区) に所在し、その地形等は次のとおりである。 また、宅地 K の上に存する建物 L は、子 B が取得し、敷地 (宅地 K) の一部は養子 F から使用貸借により借り受けることとし、平成22年10月22日に使用貸借契約を締結した。 建物 L (固定資産税評価額8,000,000円) は、貸アパートで部屋数は20室あり、1室の面積はいずれも30㎡である。被相続人甲の相続開始時には、12室入居者がいたが、8室は入居者がおらず空室であった。空室であった8室のうち、相続開始時において入居者を募集しているなど貸付の継続に努めていると認められるものは4室であった。	●実力完成答練 第3回 〔第二問〕 (5) 「家屋 P (420㎡) は E へ遺贈する」 上記(4)の宅地 O の上に建てられている家屋で、固定資産税評価額は8,500,000円である。なお、この家屋は、鉄筋コンクリート造2階建の賃貸用共同住宅 (10室、各独立部分の床面積の合計400㎡) で、被相続人甲が他に賃貸していたものである。また、この家屋には相続開始時において一時的に賃貸されていなかった部分 (2室、各独立部分の床面積の合計80㎡) があるが、相続税の申告期限において E は全室を他に賃貸している。																																					
〔第二問〕 (4) 株式会社 P 社 (本店所在地は東京都港区。以下「P 社」という。) の株式30,000株及び株式会社 Q 社 (本店所在地は東京都渋谷区。以下「Q 社」という。) の株式20,000株は、子 C が取得する。 P 社及び Q 社の株式は、いずれも金融商品取引所に上場されている株式であり、その取引所の公表する平成22年の株価は次表のとおりである。 <table><tr><th></th><th>P 社</th><th>Q 社</th></tr><tr><td rowspan="4">課税時期の最終価格</td><td>5月14日(金)</td><td>470円</td></tr><tr><td>5月15日(土)</td><td>取引なし</td></tr><tr><td>5月16日(日)</td><td>取引なし</td></tr><tr><td>5月17日(月)</td><td>480円</td></tr><tr><td>5月の毎日の最終価格の平均額</td><td>485円</td><td>780円</td></tr><tr><td>4月の毎日の最終価格の平均額</td><td>492円</td><td>785円</td></tr><tr><td>3月の毎日の最終価格の平均額</td><td>482円</td><td>760円</td></tr></table>		P 社	Q 社	課税時期の最終価格	5月14日(金)	470円	5月15日(土)	取引なし	5月16日(日)	取引なし	5月17日(月)	480円	5月の毎日の最終価格の平均額	485円	780円	4月の毎日の最終価格の平均額	492円	785円	3月の毎日の最終価格の平均額	482円	760円	●実力完成答練 第5回 〔第二問〕 ② M株式会社 (以下「M社」という。) の株式 20,000株 イ この株式は、東京証券取引所の1部に上場されている株式で、その株価等の状況は、次のとおりである。 (4) 課税時期の最終価格 <table><tr><td>6月11日</td><td>1,270円</td></tr><tr><td>6月12日及び13日は休日</td><td></td></tr><tr><td>6月14日</td><td>1,320円</td></tr></table> (ロ) 毎日の最終価格の月平均額 <table><tr><td>平成22年6月の毎日の最終価格の月平均額</td><td>1,330円</td></tr><tr><td>平成22年5月の毎日の最終価格の月平均額</td><td>1,470円</td></tr><tr><td>平成22年5月26日から平成22年5月31日までの毎日の最終価格の月平均額</td><td>1,340円</td></tr><tr><td>平成22年4月の毎日の最終価格の月平均額</td><td>1,570円</td></tr><tr><td>平成22年3月の毎日の最終価格の月平均額</td><td>1,540円</td></tr></table>	6月11日	1,270円	6月12日及び13日は休日		6月14日	1,320円	平成22年6月の毎日の最終価格の月平均額	1,330円	平成22年5月の毎日の最終価格の月平均額	1,470円	平成22年5月26日から平成22年5月31日までの毎日の最終価格の月平均額	1,340円	平成22年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,570円	平成22年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,540円
	P 社	Q 社																																				
課税時期の最終価格	5月14日(金)	470円																																				
	5月15日(土)	取引なし																																				
	5月16日(日)	取引なし																																				
	5月17日(月)	480円																																				
5月の毎日の最終価格の平均額	485円	780円																																				
4月の毎日の最終価格の平均額	492円	785円																																				
3月の毎日の最終価格の平均額	482円	760円																																				
6月11日	1,270円																																					
6月12日及び13日は休日																																						
6月14日	1,320円																																					
平成22年6月の毎日の最終価格の月平均額	1,330円																																					
平成22年5月の毎日の最終価格の月平均額	1,470円																																					
平成22年5月26日から平成22年5月31日までの毎日の最終価格の月平均額	1,340円																																					
平成22年4月の毎日の最終価格の月平均額	1,570円																																					
平成22年3月の毎日の最終価格の月平均額	1,540円																																					
〔第二問〕 (6) 米国債 (アメリカ合衆国政府が発行する公債) \$ 100,000 (アメリカドル) は、孫 G に遺贈された。 なお、被相続人甲の相続開始時における相続税評価額は9,200,000円である。	●直前対策補助問題 第8回 〔第二問〕 (8) 宅地 N (500㎡) は、孫 H が取得する。 この宅地は、アメリカ合衆国ニューヨーク州に所在するもので、貸家建付地としての時価は30,000,000円である。なお、孫 H は、相続税の申告期限においてもこの宅地を所有している。																																					
〔第二問〕 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者丙が負担した。 <table><tr><td>(1) 遺言執行費用</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>(2) 銀行からの借入金</td><td>4,000,000円</td></tr></table>	(1) 遺言執行費用	1,500,000円	(2) 銀行からの借入金	4,000,000円	●直前対策補助問題 第1回 〔第二問〕 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、配偶者乙、養子 B、養子 C 及び孫 F が均等に負担した。 <table><tr><td>イ 平成22年分所得税</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>ロ 平成22年度住民税</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>ハ 平成22年度固定資産税及び都市計画税</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>ニ 民法第885条の規定により相続財産から支弁することとされている本件遺言の執行費用</td><td>4,000,000円</td></tr></table>	イ 平成22年分所得税	400,000円	ロ 平成22年度住民税	200,000円	ハ 平成22年度固定資産税及び都市計画税	1,000,000円	ニ 民法第885条の規定により相続財産から支弁することとされている本件遺言の執行費用	4,000,000円																									
(1) 遺言執行費用	1,500,000円																																					
(2) 銀行からの借入金	4,000,000円																																					
イ 平成22年分所得税	400,000円																																					
ロ 平成22年度住民税	200,000円																																					
ハ 平成22年度固定資産税及び都市計画税	1,000,000円																																					
ニ 民法第885条の規定により相続財産から支弁することとされている本件遺言の執行費用	4,000,000円																																					
〔第二問〕 5 被相続人甲の葬式に要した費用は次のとおりであり、すべて子 B が負担した。 <table><tr><td>(1) 通夜・葬式費用</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>(2) 墓碑購入費用</td><td>3,000,000円</td></tr></table>	(1) 通夜・葬式費用	3,000,000円	(2) 墓碑購入費用	3,000,000円	●直前予想答練 第3回 〔第二問〕 4 被相続人甲に係る債務等は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。 <table><tr><td>(1) 相続財産の管理のために要した費用</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>(2) 銀行からの借入金</td><td>2,000,000円</td></tr></table>	(1) 相続財産の管理のために要した費用	400,000円	(2) 銀行からの借入金	2,000,000円																													
(1) 通夜・葬式費用	3,000,000円																																					
(2) 墓碑購入費用	3,000,000円																																					
(1) 相続財産の管理のために要した費用	400,000円																																					
(2) 銀行からの借入金	2,000,000円																																					
〔第二問〕 5 被相続人甲の葬式に要した費用は次のとおりであり、すべて子 B が負担した。 <table><tr><td>(1) 通夜・葬式費用</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>(2) 墓碑購入費用</td><td>3,000,000円</td></tr></table>	(1) 通夜・葬式費用	3,000,000円	(2) 墓碑購入費用	3,000,000円	●実力完成答練 第2回 〔第二問〕 6 被相続人甲の葬式等に要した費用は次のとおりで、これらはすべて配偶者乙が立替払しているが、相続税の申告期限までに負担者は確定していない。 <table><tr><td>(1) 通夜・葬式費用</td><td>5,200,000円</td></tr><tr><td>(2) 納骨費用</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>(3) 墓碑購入費用</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>(4) 香典返しの費用</td><td>1,400,000円</td></tr><tr><td>(5) 初七日法事の費用</td><td>420,000円</td></tr></table>	(1) 通夜・葬式費用	5,200,000円	(2) 納骨費用	500,000円	(3) 墓碑購入費用	600,000円	(4) 香典返しの費用	1,400,000円	(5) 初七日法事の費用	420,000円																							
(1) 通夜・葬式費用	3,000,000円																																					
(2) 墓碑購入費用	3,000,000円																																					
(1) 通夜・葬式費用	5,200,000円																																					
(2) 納骨費用	500,000円																																					
(3) 墓碑購入費用	600,000円																																					
(4) 香典返しの費用	1,400,000円																																					
(5) 初七日法事の費用	420,000円																																					

ズバンの中!

〔第二問〕

6 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。

- (1) 被相続人甲の死亡を保険事故とした生命保険契約に基づき支払われた生命保険金は、次のとおりである。
各生命保険契約の契約者は被相続人甲である。
また、各保険会社は、日本国内に本店のある保険会社である。

保険金受取人	保険金額	払込済保険料	保険料の負担者
配偶者丙	30,000,000円	25,000,000円	被相続人甲が全額を負担
配偶者丙	10,000,000円	3,000,000円	Cが全額を負担
子D	40,000,000円	7,000,000円	被相続人甲及び子Dが2分の1ずつ負担

〔第二問〕

- (2) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成21年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価
平成18年6月3日	子C	宅地 (伊豆の別荘地)	10,000,000円
平成19年9月8日	子A	現金	25,000,000円
平成20年4月7日	孫G	宅地 (軽井沢の別荘地)	10,000,000円
平成21年9月2日	配偶者丙	現金	20,000,000円

注 子Cは、平成18年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けている。

●実力完成答練 第3回 〔第二問〕

- (1) 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区 分	V生命保険	W生命保険	X生命保険
保 険 契 約 者	被相続人甲	夫 D'	夫 D'
被 保 険 者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 2/3 夫 D' 1/3 男 I	夫 D'
保険金受取人	配偶者乙	男 I	姪 J
保 険 金 額	60,000,000円	30,000,000円	33,000,000円
払込済保険料	12,000,000円	3,900,000円	4,200,000円

●直前対策補助問題 第4回 〔第二問〕

- (3) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から、次のとおり贈与を受けており、贈与税の申告と納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受 贈 者	受贈財産	贈与時の時価
平成16年11月16日	子 D	現 金	23,000,000円
平成17年5月13日	子 C	車 両	5,000,000円
平成20年1月24日	配偶者乙	日本国債	4,300,000円
平成20年5月19日	子 C	現 金	10,000,000円
平成21年10月6日	孫 E	現 金	860,000円

注1 子Dは、平成16年11月16日の贈与について、平成16年分の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている。

スバリの的中!